

京都市交通局 I C 定期券取扱規程を公布する。

平成 29 年 3 月 31 日

京都市公営企業管理者
交通局長 山本 耕治

京都市交通局管理規程第 19 号

京都市交通局 I C 定期券取扱規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、京都市乗合自動車旅客運賃条例施行規程（以下「自動車運賃規程」という。）、京都市高速鉄道旅客運賃条例施行規程（以下「高速鉄道運賃規程」という。）、京都市乗合自動車・高速鉄道間の連絡運輸及び共通乗車取扱規程（以下「共通乗車規程」という。）並びに京都市高速鉄道連絡運輸規程（以下「高速連絡運輸規程」という。）に定めるもののほか、電子的方法により情報を記録した定期券（以下「I C 定期券」という。）の取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

(小児用 I C 定期券の発売)

第 2 条 旅客から高速鉄道運賃規程第 32 条第 6 号エに定める通学定期券

(丙) 及び高速連絡運輸規程第 10 条第 2 号ア (エ) に定める鉄道線連絡定期券 (丙) で、かつ I C 定期券購入の申し出があったときは、当該旅客が 12 歳となる年度の 3 月 31 日 (旅客が 4 月 1 日生まれの場合にあつては 11 歳となる年度の 3 月 31 日) までの間使用することができる I C 定期券 (以下「小児用 I C 定期券」という。) を発売する。

(払戻し)

第 3 条 旅客は、I C 定期券が不要となった場合は、これを当局の定期券発売所に差し出した上で、次の各号の条件を満たす場合に限り、払戻しを請求することができる。

- (1) 旅客が自動車運賃規程第 21 条に定める定期券払戻申請書 (以下「定期券払戻申請書等」という。) を提出し、かつ公的証明書等の提示により、当該 I C 定期券の記名人本人 (小児用 I C 定期券にあつては、記名人本人または代理人) であることを証明できること。
- (2) 記名人の氏名、生年月日、性別等の情報が当局のシステムにより確認で

きること。

(3) 払戻しをする I C 定期券が当局で発売されていることが、当局のシステム等で確認できること。

2 前項の規定により旅客から払戻しの請求があった場合は、自動車運賃規程第 21 条第 4 項、同規程第 23 条の 2 第 3 項、高速鉄道運賃規程第 105 条第 2 項、同規程第 109 条第 2 項、共通乗車規程第 27 条第 3 項、高速連絡運輸規程第 40 条第 2 項及び同規程第 41 条第 3 項の規定に関わらず、次の各号により I C 定期券 1 枚につき、払戻手数料として 220 円を収受する。

(1) 券面表示の通用期間開始前に払戻し請求があった場合には、既に支払った定期旅客運賃を払い戻す。

(2) 券面表示の通用期間開始後で通用期間中に払戻しの請求があった場合には、既に支払った定期旅客運賃から自動車運賃規程第 21 条第 3 項、高速運賃規程第 109 条第 1 項、共通乗車規程第 27 条第 2 項及び高速連絡運輸規程第 41 条第 1 項に規定する使用経過日数に相当する定期旅客運賃を差し引いた額を払い戻す。ただし、払戻しの対象となる計算額（手数料を差し引く前の金額をいう。）が 220 円に満たない場合は、当該計算額を手数料として収受し、不足額については請求しない。

(3) 券面表示の通用期間の満了日の翌日以降に払戻しの請求があった場合は、払戻しには応じない。

(紛失再発行)

第 4 条 I C 定期券を記名人が紛失した場合で、定期券払戻申請書等を当局の高速鉄道の駅又は定期券発売所に提出したときは、次の各号の条件を満たす場合に限り、京都市乗合自動車旅客運賃条例第 18 条及び京都市高速鉄道旅客運賃条例第 13 条の 2 に規定する別に定める場合として、紛失した I C 定期券に対して再発行登録を行うことにより使用停止措置を行い、再発行登録票を発行し、その翌日から 14 日以内に当局の定期券発売所（営業時間内に限る。）において、再発行を行う。

(1) 再発行登録を行うとき及び再発行を行うときは、公的証明書等の提示により、再発行を請求する旅客が当該 I C 定期券の記名人本人（小児用 I C 定期券にあたっては、記名人本人または代理人）であることを証明できる

こと。

(2) 記名人の氏名，生年月日，性別等の情報が当局のシステムにより確認できること。

(3) 再発行を行う場合は，紛失した I C 定期券が当局で発売されていることが，当局のシステム等で確認できること。

(4) 再発行を行う前に，I C 定期券の処理を行う機器に対して当該 I C 定期券の使用停止措置が完了していること。

(5) 再発行を行うときに，再発行登録票を提出できること。

2 前項の規定により再発行の取扱いを行う場合は，再発行する I C 定期券 1 枚につき，紛失再発行手数料として 5 1 0 円を収受する。

3 I C 定期券の再発行登録を行った後に，これを取り消すことはできない。

(障害再発行)

第 5 条 I C 定期券の破損等によって I C 定期券の処理を行う機器での取扱いが不能になったとき，その原因が故意によると認められる場合を除き，旅客が定期券払戻申請書等を当局の高速鉄道の駅又は定期券発売所に提出したときは，次の各号の条件を満たす場合に限り，当該 I C 定期券に対して再発行登録を行うことにより利用停止措置を行い，再発行登録票（定期券の通用期間前及び通用期間中の場合は再発行登録票兼特別乗車証）を発行し，その翌日から 1 4 日以内に当局の定期券発売所（営業時間内に限る。）において，再発行を行うものとする。

(1) 裏面に刻印したカード番号が判別できること。

(2) 再発行を行う場合は，当該 I C 定期券が当局で発売されていることが，当局のシステム等で確認できること。

(3) 再発行を行うときに，再発行登録票及び当該 I C 定期券を提出できること。

(発行替えの取扱方)

第 6 条 磁気的方法により情報を記録した定期券（以下「磁気定期券」という。）を所持する旅客から，その券面表示の通用期間内（通用期間前を含む。）に，同一の種類，区間及び経路の I C 定期券への変更の申し出があった場合には，当局の定期券発売所において，当該磁気定期券と引換えに発行

替えの取扱いを行うことができる。

2 IC定期券を所持する旅客から、その券面表示の通用期間内（通用期間前を含む。）に、同一の種類、区間及び経路の磁気定期券への発行替えの申し出があった場合は、次の各号の条件を満たし、かつやむをえない場合として管理者が認める場合に限り、当局の定期券発売所において、発行替えの取扱いを行うことができる。

- (1) 旅客が定期券払戻申請書等を提出し、かつ公的証明書等の提示により、IC定期券の記名人本人（小児用IC定期券にあたっては、記名人本人または代理人）であることを証明できること。
- (2) 記名人の氏名、生年月日、性別等の情報が当局のシステムにより確認できること。
- (3) 発行替えをするIC定期券が当局で発売されていることが当局のシステム等で確認できること。

（施行の細目）

第7条 この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

（交通局営業推進室）